

情 報

タクシーの運賃改定要請(申請)について(茨城地区)	・・・ 2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

運賃改定要請(申請)状況

運賃ブロック	交通圏	要請(申請)状況	要請(申請)から 3ヶ月経過する日
茨城地区	県北、水戸県央、県南、県西、鹿行交通圏	令和7年9月19日要請(申請)	令和7年12月18日(木)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
茨城地区	県北交通圏	北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、久慈郡大子町及び東茨城郡城里町
	水戸県央交通圏	ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、那珂郡東海村及び東茨城郡大洗町、茨城町
	県南交通圏	石岡市、つくば市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、小美玉市、稲敷郡阿見町、美浦村、河内町及び北相馬郡利根町
	県西交通圏	筑西市、古河市、坂東市、下妻市、常総市、結城市、桜川市、結城郡八千代町及び猿島郡境町、五霞町
	鹿行交通圏	鉾田市、行方市、鹿嶋市、潮来市及び神栖市

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年9月29日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	照実運送 株式会社（代表者：石田 照美） 千葉県八街市八街い101-34
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県八街市八街い101-34
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分332日車
(5) 主な違反事項	定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年4月16日、同年5月8日及び同年5月23日に監査を実施。9件の違反が認められた。 （1）乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） （2）点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） （3）点呼記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項） （4）業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） （5）業務記録の不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） （6）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） （7）運行記録計による記録の不実記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） （8）運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） （9）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 35点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 35点